

# 駐車監視員活動ガイドライン

令和6年3月

## ◎ 趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)

## ◎ 活動方針

駐車監視員は、下記の地域、路線を重点に、活動時間内において巡回し、放置車両の確認等を実施します。

## ◎ 留意事項

☆ 駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

☆ 警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び活動時間外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

☆ 取付件数は、駐車監視員及び警察官による確認標章の取付件数で、駐車監視員の活動時間外に行われた取付件数も含まれます。

	地域・路線(区間)	令和5年中 取付件数	活動時間
重点地域	近鉄学園前駅周辺(駅南側及び北側ロータリー周辺を含む)	76件	7~20時
	近鉄富雄駅周辺(駅南側市道二条谷田線(通称鳥見通り)周辺を含む)	60件	
	近鉄菖蒲池駅周辺	12件	
	学研奈良登美ヶ丘駅周辺(中登美団地、ローレルスクエア登美ヶ丘周辺を含む)	58件	
自動二輪車 原付車 重点地域	上記各駅周辺	17件	

奈良県奈良西警察署